能美市公共サインガイドライン
（改訂版）

令和３（2021）年６月

能　　美　　市

目次

1.　本ガイドラインについて……2
1.1　公共サイン整備の背景……2
1.2　公共サイン整備の目的……2
1.3　本ガイドラインの適用範囲……3
2.　公共サインの現況……5
2.1　車両用施設誘導サインの現況……5
2.2　歩行者用施設誘導サインの現況……6
2.3　地区名称サインの現況……7
2.4　地区誘導サインの現況……8
2.5　公共サインガイドライン策定にあたってのポイント……9
3.　公共サイン整備の方針……10
3.1　計画設計の基本的な考え方……10
3.2　サイン種類ごとの配置原則……11
4.　表記に関する基準……14
4.1　表記言語の設定……14
4.2　多言語表記基準……14
4.3　書体と文字高の設定……16
4.3　ピクトグラムの設定……20
4.4　色彩の設定……21
4.5　形状・素材の設定……21
5.　サインシステム……22
5.1　誘導推奨ルートの設定……22
5.2　車両用サインのデザイン仕様……23
5.3　歩車兼用サインのデザイン仕様……27
5.4　歩行者用サインのデザイン仕様……36
6.　サイン設置基準……38
6.1　車両用サインの設置基準……38
6.2　歩行者用サインの設置基準……40
7.　管理運用……42
7.1　管理運用方針……42
7.2　管理運用体制……42
7.3　管理方法……42
7.4　管理台帳……43
付録　案内誘導対象施設一覧（令和3年6月30日現在）……45
付録　ピクトグラム（令和3年6月30日現在）……48

はじめに

本市は、伝統工芸「九谷焼」から最先端技術を駆使した製品までをつくり出している「ものづくりのまち」です。繊維工業、電子部品、デバイス製造業、生産用機器器具製造業などの企業が多く立地しており、近年では市内の企業で働く外国人の数も増加しています。また、平成 16（2004）年には北陸先端科学技術大学院大学（JAIST）が設立され、アジア圏からの外国人留学生の数も増加しています。さらに、平成 30（2018）年には能美根上スマートインターチェンジが開通し、自動車におけるアクセス性が向上しました。能美市誕生 15 周年を迎えた今年の秋には新博物館が開館する予定で、令和 5（2023）年春には北陸新幹線が県内全線開業することとなり、これまで以上に様々な人が本市へ来訪することが見込まれます。

しかし、公共施設を案内するサイン設置に関する明確なルールが定められておらず、多言語対応やわかりやすい表記・デザインなどについての対応が不十分であるのが現状です。

このようなことから、本市の市民だけでなく、初めて本市へ訪れる方々のために誰もが見やすくてわかりやすい案内サインを整備し、本市の魅力向上へとつなげることを目的とし、本市誕生 15 周年を契機として、本ガイドラインを策定することとしました。

本市に様々な目的で訪れるすべての人に対して思いやり・おもてなしのある案内ができるようなサインを整備し、本市の名称の由来である「美しき能国（よきくに）」を目指していきます。

1.　本ガイドラインについて

1.1　公共サイン整備の背景

平成 17（2005）年に石川県能美郡根上町、寺井町、辰口町の旧 3 町が合併し誕生した能美市には、公共サインが数多く設置されています。「公共サイン」とは、公共機関が設置主体となり、来訪する観光客や地域住民の公共施設や観光地への適切な誘導、施設・集落などの名称の明示、周辺案内や文化財の解説など、大切な機能を担っている案内表示類の総称です。

しかし、現状では表示面の劣化や破損により情報が読み取れないもの、老朽化しているもの、掲載情報が更新されていないものがあるなど、継続的な維持管理が十分に為されていない状況となっています。

さらに、サインは合併前の旧町ごとに個別に整備されていた経緯もあり、デザインや情報表現が統一されていない、移動の起点から目的地まで連続的に情報が配置されていない、旧町の範囲でしか誘導していないなどの課題を抱えています。このような様々な課題に対応するため、本市で統一した公共サイン整備を推進する必要があります。

1.2　公共サイン整備の目的

これらの様々な課題は、秩序ある景観の喪失や利用者へのわかりにくさを招くと同時に、一体感の欠如など都市のイメージダウンにつながることが懸念されます。そのため、今後、公共サインを新規・更新など整備の際には、市全体で統一されたルールを遵守し、デザインの統一や設置の乱立防止を図る必要があります。また、案内・誘導を必要とする様々な人にとってわかりやすいサイン整備、機能的でありながらも本市らしさが感じられるサイン整備を進める必要があります。

以上より、本市ではデザインの不統一や連続性の欠如などを解消することを目的とし、その考え方や設計基準等のルールを示した「能美市公共サインガイドライン」を策定します。

1.3　本ガイドラインの適用範囲

公共サインには「案内」「誘導」「記名」「説明・解説」「禁止・規制」の機能がありますが、本ガイドラインは、複数の部署が複数年にわたり、同一種類のサインを設置する際の統一ルールを定めるものを対象とし、その適用範囲は「地区・施設誘導サイン」や「地区・施設名称サイン」とします。

なお、単一部署が設置する「総合案内サイン」や「規制サイン」、道路上等ではなく施設敷地等限られた範囲内で設置される「解説サイン」については適用範囲外とします。

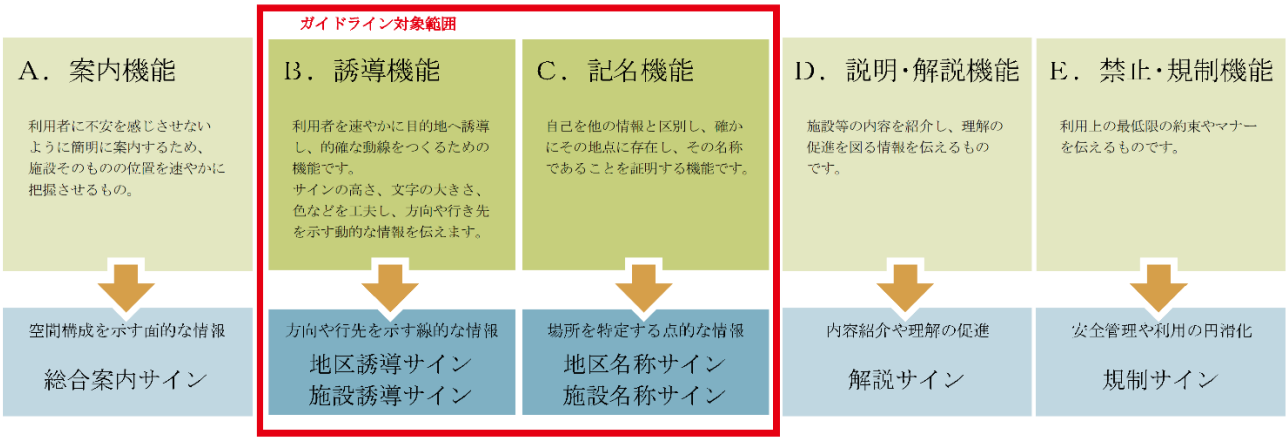

【ガイドライン適用範囲内】

・**地区誘導サイン・施設誘導サイン**：方向や行き先を示す線的な情報

・**地区名称サイン・施設名称サイン**：場所を特定する点的な情報

【ガイドライン適用範囲外】

・**総合案内サイン**：空間構成を示す面的な情報

・**解説サイン**：内容紹介や理解の促進のための情報

・**規制サイン**：安全管理や利用の円滑化を図るための情報

案内誘導の対象となる公共施設は、本市が管理するものとして 184 施設ありますが、対象とする施設利用者圏域の違いにより 4 つに分類し、整備優先度を設定します。そして整備優先度の高い施設へ誘導するサインから順次整備を行うことを基本とし、公共サインの新設、改修、増設等を行う場合に適用するとともに、民間用地内においても本ガイドラインに沿って道路上と連続的な案内を行うことが望ましい場合にこれを活用します。

なお、下表の整備優先度にかかわらず、施設の移転・廃止等により情報を更新する必要があるもの、劣化や破損の修繕など保全にかかわるものについては、最優先で対応します。

【案内誘導対象施設】

	利用者圏域	施設例	施設数
能美市公共施設 計 184 施設	① 市外利用者を対象	博物館、九谷焼関連施設、温泉保養施設、市役所庁舎、総合会館、運動公園など	19 施設
	② 市内利用者を対象	図書館、児童館、スポーツ施設など	57 施設
	③ 旧町内利用者を対象	学習会館、墓園、安心相談センター、リサイクルセンターなど	17 施設
	④ 地区内利用者を対象	地区内コミュニティセンター、保育園、小学校、児童館など	93 施設

※利用者圏域が重複する施設も含みます。

2.　公共サインの現況

2.1　車両用施設誘導サインの現況

・市内の主要路線沿いに設置されています。
・旧町で整備されたものを活用しているため、サインの「形状」「大きさ」「色」「フォントの種類」が異なるものが混在しています。
・文字が小さいため、走行速度が速い道路では判読することが困難なものがあります。
・誘導する施設名が異なっている場合があります。
・施設内や道路沿いなどいろいろな場所に設置されています。

2.2　歩行者用施設誘導サインの現況

・まちなかの散策路や主要施設内などに設置されています。
・旧町で整備されたものを活用しているため、サインの「形状」「大きさ」「色」「フォントの種類」が異なるものが混在しています。
・縦書きのものと横書きのものが混在しています。
・施設内や道路沿いなどいろいろな場所に設置されています。

2.3　地区名称サインの現況

・市内の主要路線沿いに設置されています。
・旧町で整備されたものを活用しているため、サインの「形状」「大きさ」「色」「フォントの種類」が異なるものが混在しています。
・老朽化により判別できないものがあります。

2.4　地区誘導サインの現況

・市内の主要路線沿いに設置されています。
・旧町で整備されたものを活用しているため、サインの「形状」「大きさ」「色」「フォントの種類」が異なるものが混在しています。
・縦書きのものと横書きのものが混在しています。

2.5　公共サインガイドライン策定にあたってのポイント

現況サインの問題点をふまえ、公共サインガイドライン策定にあたってのポイントを以下に整理します。

現況サインの問題点

・サインを配置する場所が系統立てられていません。
・サインに使用している文字のフォント、色、大きさに統一感がありません。
・サインのデザインに統一感がありません。
・サインを設置する場所に明確なルールがありません。
・老朽化したものが残っていたり、損傷したものが残っていたりします。

ガイドライン策定にあたってのポイント

①誰もが見やすく、わかりやすいサイン整備
②民間のサイン設置の模範となるようなサイン整備
③安全・安心なサイン整備

公共サインガイドライン

・系統立てられたサイン配置計画立案
・サインの表示基準（フォントの種類、文字の大きさ、ピクト、 多言語化など）
・サインのデザイン基準（形状、寸法、材質、色彩）
・サインを設置する場所について、明確なルール化
・サインの維持管理計画

3.　公共サイン整備の方針

3.1　計画設計の基本的な考え方

公共サインの役割である「目的地までの円滑な案内誘導」を基に、基本方針を以下のように設定します。

① 誰もが見やすく、わかりやすいサイン整備

年齢や言語に関わらず、目的地までの情報を直感的に理解できるような「見やすく、わかりやすいサイン整備」を目指します。

② 民間のサイン設置の模範となるようなサイン整備

シンプルで機能性を重視しながらも「能美市らしさ」を表現し、景観に配慮したサインの設置基準や維持管理等の整備基準を確立させ、「民間の模範となるサイン整備」を目指します。

③ 安全・安心なサイン整備

耐食性・対候性があり、メンテナンスを行いやすい「丈夫で安全なサイン整備」を検討します。

系統立てられたサイン配置計画を立案し、「初めて目的地へ向かう人でも不安や迷いを感じない案内誘導が行えるサイン整備」を目指します。

3.2　サイン種類ごとの配置原則

公共サインは、その利用者対象別に車両用、歩車兼用、歩行者用に区分し、車両用には遠距離からでも視認できるものを、自転車利用も含めた歩車兼用には中距離から視認できるものを、さらに歩行者用には近距離から視認できるものを掲出します。特に施設誘導サインについては視距離に応じた形状とする必要があるため、遠距離視認用(大型)から近距離視認用(小型)の順にA型、B型、C型、D型の計4種類を設定します。それらサイン種類ごとの配置原則および掲載情報は以下のとおりとします。

＜サイン種類と配置原則＞

区分	分類	配置原則
車両用	施設誘導サインＡ型	市内主要路線上における来訪施設への右左折地点(車道上)
	施設誘導サインＢ型	市内主要路線上における来訪施設への右左折地点(敷地内)
歩車兼用	施設誘導サインＣ型	市内主要路線以外における来訪施設への右左折地点(歩道上または路肩)
	地区名称サイン	当該地区内の道路から発見しやすい位置(路肩)
	地区誘導サイン	当該地区内の道路から発見しやすい位置(路肩)
	施設名称サイン	来訪施設敷地内の入出場時に発見しやすい位置(敷地内)
	史跡誘導サイン	市内主要路線上における来訪施設への右左折地点(歩道上または路肩)
歩行者用	施設誘導サインＤ型	まちなかにおける限定的な地点間の移動経路上(歩道上または敷地内)

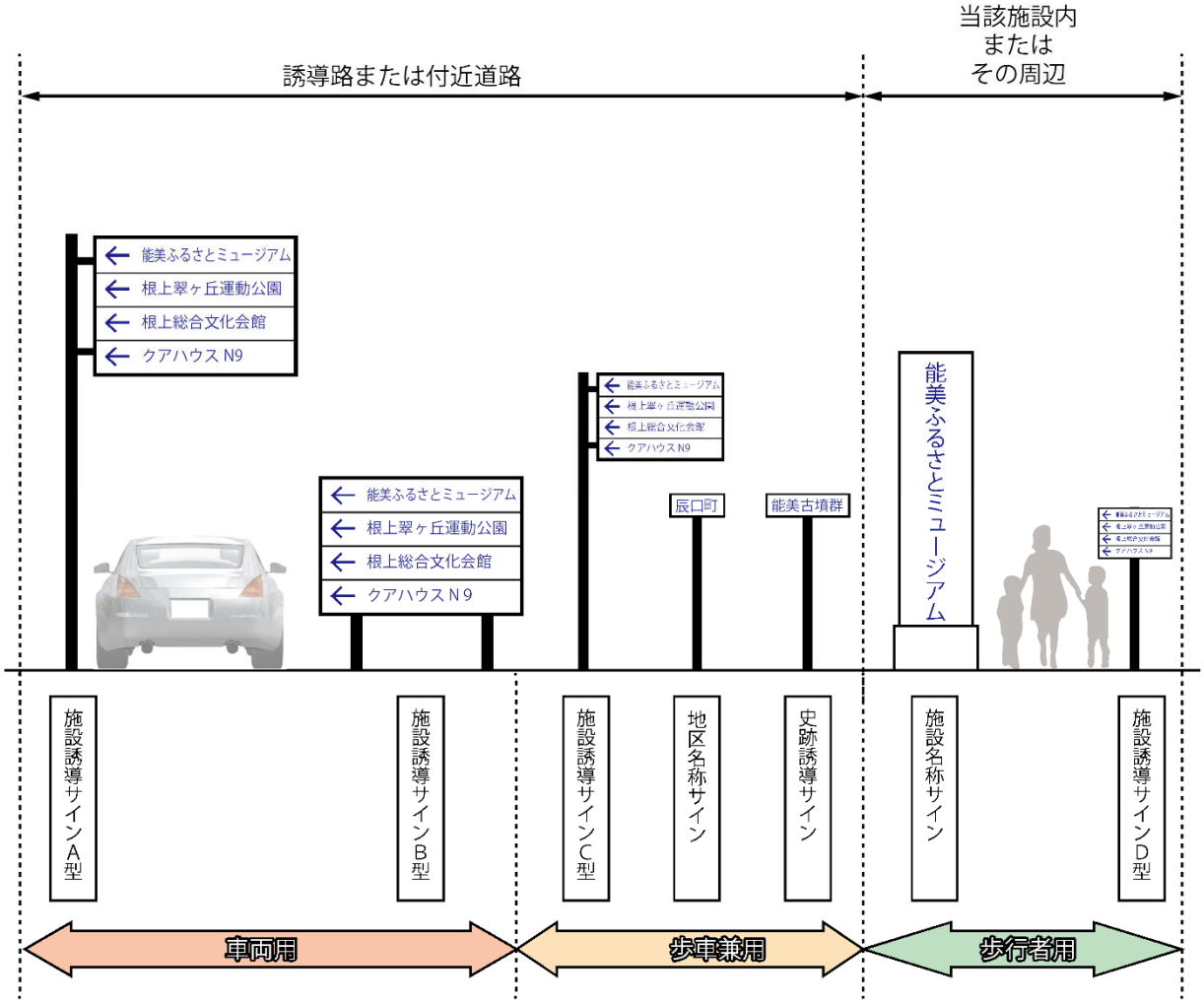

＜サイン種類と掲載情報＞

区分	車両用		歩車兼用					歩行者用
	施設誘導サインA型	施設誘導サインB型	施設誘導サインC型	地区名称サイン	地区誘導サイン	施設名称サイン	史跡誘導サイン	施設誘導サインD型
能美市役所本庁舎	○	○	○			○		
能美市役所寺井分室	○	○	○			○		
能美市防災センター	○	○	○			○		
能美ふるさとミュージアム	○	○	○			○		
能美市根上総合文化会館	○	○	○			○		
能美市辰口福祉会館	○	○	○			○		
能美市粟生運動公園	○	○	○			○		
能美市物見山運動公園	○	○	○			○		
能美市根上翠ヶ丘運動公園	○	○	○			○		
能美市ふるさと交流研修センター　さらい	○	○	○			○		
九谷陶芸村	○	○	○			○		
能美市九谷焼美術館　職人工房			○			○		○
能美市九谷焼美術館　浅蔵五十吉記念館			○			○		○
能美市九谷焼美術館　体験館			○			○		○
能美市九谷焼美術館　五彩館			○			○		○
辰口温泉	○	○	○			○		
辰口温泉足湯			○			○		○
能美市温泉交流館　里山の湯	○	○	○			○		○
クアハウスN9	○	○	○			○		
松井秀喜ベースボールミュージアム	○	○	○			○		
手取フィッシュランド	○	○	○			○		
市内各史跡							○	
市内各地区				○	○			

4.　表記に関する基準

4.1　表記言語の設定

本市は外国人居住者の割合が大きく、今後は外国からの観光目的での来訪も見込まれることから多言語表記とします。

しかし、表記スペースの関係から日本語、英語の２か国語表記とし、固有名詞がわかりづらい地区名称サインにはふりがなも併記することとします。

また、言語上多様な利用者への理解を深めるため・文字列をとらえやすくする補助的手段として、視覚言語である図記号（ピクトグラム）を併記します。具体的には、案内用図記号 JIS Z 8210 ： 2019 において規定されているものに加え、すでに観光サインなどで使用されている図記号を活用します。

4.2　多言語表記基準

英語の表記は以下のとおりとします。

なお、観光庁で定められた「観光立国実現に向けた多言語対応の改善・強化のためのガイドライン」に準じ、英語表記を行う一般的な固有名詞のうち日本由来の表音、表記はヘボン式ローマ字を用いることとします。

表記の基準	ローマ字・英語表記の例
日本語のローマ字表記はヘボン式を用います。	辰口町：Tatsunokuchimachi
固有名詞はローマ字、普通名詞は英語に直して表記します。	能美市役所：Nomi City　Hall
施設名称は原則として正式英訳によるものとしますが、慣用化されている略記がある場合は、これを用いることができます。	Elementary School → Elem.School
一般的な施設の名称は、ピクトグラムの名称等を参考に、統一した英語表記を使用します。	お手洗い：Toilets

【ヘボン式ローマ字の綴り方】

あ	A	い	I	う	U	え	E	お	O
か	KA	き	KI	く	KU	け	KE	こ	KO
さ	SA	し	SHI	す	SU	せ	SE	そ	SO
た	TA	ち	CHI	つ	TSU	て	TE	と	TO
な	NA	に	NI	ぬ	NU	ね	NE	の	NO
は	HA	ひ	HI	ふ	FU	へ	HE	ほ	HO
ま	MA	み	MI	む	MU	め	ME	も	MO
や	YA			ゆ	YU			よ	YO
ら	RA	り	RI	る	RU	れ	RE	ろ	RO
わ	WA	ん	N						

が	GA	ぎ	GI	ぐ	GU	げ	GE	ご	GO
ざ	ZA	じ	JI	ず	ZU	ぜ	ZE	ぞ	ZO
だ	DA	ぢ	JI	づ	ZU	で	DE	ど	DO
ば	BA	び	BI	ぶ	BU	べ	BE	ぼ	BO
ぱ	PA	ぴ	PI	ぷ	PU	ぺ	PE	ぽ	PO

きゃ	KYA	きゅ	KYU	きょ	KYO
しゃ	SHA	しゅ	SHU	しょ	SHO
ちゃ	CHA	ちゅ	CHU	ちょ	CHO
にゃ	NYA	にゅ	NYU	にょ	NYO
ひゃ	HYA	ひゅ	HYU	ひょ	HYO
みゃ	MYA	みゅ	MYU	みょ	MYO
りゃ	RYA	りゅ	RYU	りょ	RYO
ぎゃ	GYA	ぎゅ	GYU	ぎょ	GYO
じゃ	JA	じゅ	JU	じょ	JO
びゃ	BYA	びゅ	BYU	びょ	BYO
ぴゃ	PYA	ぴゅ	PYU	ぴょ	PYO

＜備考＞

- 撥音:「ん」は「N」で表記しますが、 B・M・P の前の「ん」は「M」で表記します。
  例）なんば　NAMBA／ほんま　HOMMA
- 促音 :「っ」は子音を重ねて表記しますが、ち（CHI）ちゃ（CHA）ちゅ（CHU）ちょ（CHO）の前では、「っ」は「T」で表記します。
  例）　べっぷ　BEPPU／いっしき　ISSHIKI
  　　えっちゅう　ETCHU／はっちょう　HATCHO
- 長音 :「O」や「U」は記入しません。また、長音符号「ー」や「＾」は用いません。
  例）　おおがまや　OGAMAYA／こくぞう　KOKUZO

4.3　書体と文字高の設定

(1) 書体の設定

サインに表示する基本書体は、視認性および可読性に優れた「UD 新丸ゴシック M」を使用し、目的地の方向を示す矢印および距離の表示は右側に配置します。なお、距離表示は原則として km 表示とし、サイン設置場所から誘導推奨ルートを用いた場合の道のりを四捨五入した値で表示します。1km 未満の表記は、小数点以下第二位を四捨五入し、小数点以下第一位までを数値で表記することとします。

距離単位の表記の仕方は、「k」を大文字で記載した「Km」と表示します。また、サイン設置場所から誘導推奨ルートを用いた場合の道のりが 1km 未満の表記の際、小数第一位の数字についても整数と同じ大きさで表示します。

日本語：UD 新丸ゴシック M

能美市役所

英語：UD 新丸ゴシック M

Nomi City Hall

(2)長体の設定

長体（文字高を 10 とした場合の文字横幅）については以下のとおりとします。基本的に和文を長体に変形する場合は、和文 8 文字の幅に揃えるように文字を長体に変形します。なお、可読性を考慮し、長体 5 を文字変形の最大とし、記載文字上限は 15 文字とします。

また、文字数が 15 文字を超える場合の施設表示に関しては、「能美市」を省略する、愛称に切り替える、盤面の幅を長くするなど簡略化して可読性を高めるとともに、表示レイアウトの長体基準に対応させることを検討するとともに、15 文字以内でも可読性に問題がある場合は、同様の検討をします。

文字上限	長体サイズ：文字（和文）
8 文字まで	正体
9 文字	長体 8～8.5
10 文字	長体 7.5～8
11 文字	長体 7～7.5
12 文字	長体 6.5～7
13 文字	長体 6～6.5
14 文字	長体 5.5～6
15 文字	長体 5～5.5

【長体イメージ】

・8 文字

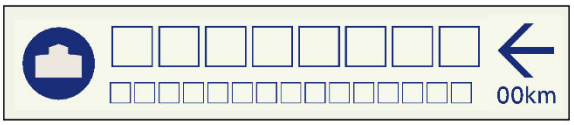

・9 文字

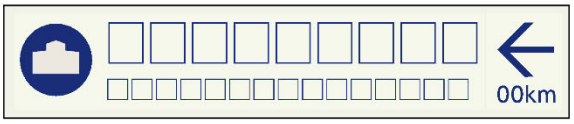

・10 文字

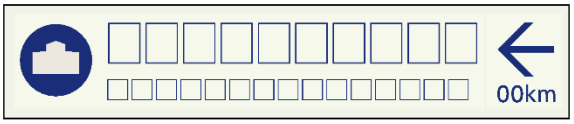

・11 文字

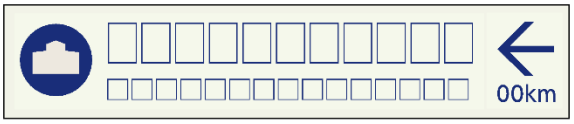

・12 文字

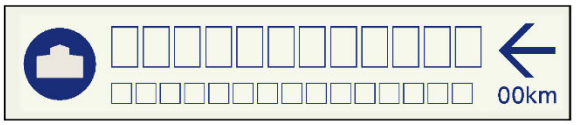

・13 文字

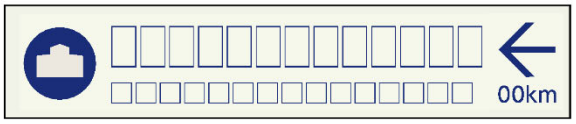

・14 文字

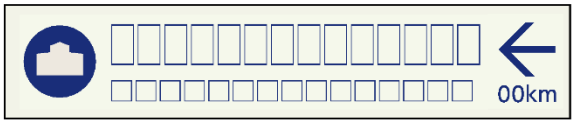

・15 文字

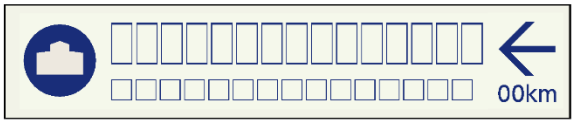

(3) 掲出位置の設定

サイン表示面の掲出位置は、車両用サインの場合は移動中の車の中からでも遠くにあるサインを視認できる高さとする必要があり、視距離と走行中の仰角を基に上限を定めます。

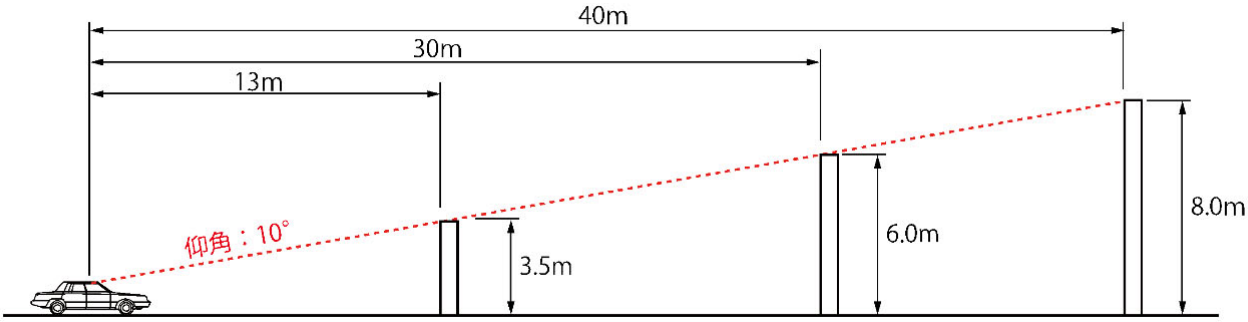

参考：ひと目でわかるシンボルサイン　標準案内図記号ガイドブック（(公財) 交通エコロジー・モビリティー財団）

歩行者用サインの場合は、車いす利用者も読みやすいようにサイン表示面の掲出位置（高さ）を床面から 1,300㎜ 程度とします。ただし、1,300㎜ では「道路標識設置基準」で定められている表示板の標準設置高さ（1,800㎜）に満たないため、植樹帯内など、歩行者の通行を妨げる恐れのない場所にサインを設置することとします。

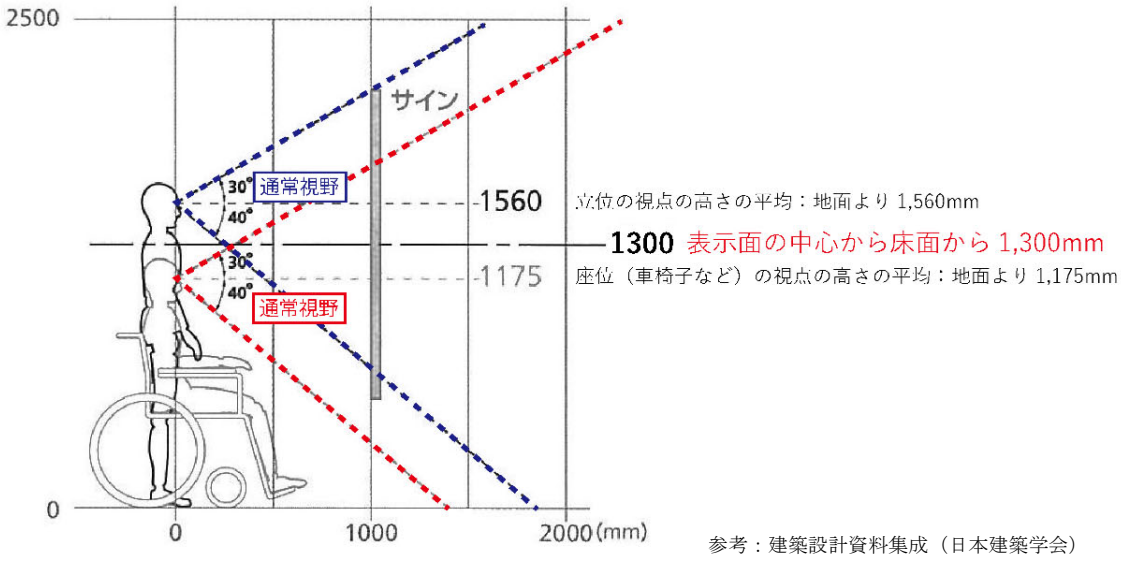

参考：建築設計資料集成（日本建築学会）

(4) 書体寸法

文字などの寸法は「公共交通機関の旅客施設に関する移動等円滑化整備ガイドライン」を基に設定しますが、車両用サインの文字寸法は「道路標識設置基準」に準じることとします。これによると漢字は設計速度により定められ、ローマ字および数字は漢字の大きさを基準として定めます。視距離と文字の大きさは、次表を目安とします。

【文字などの寸法設定】

視距離	和文文字高	欧文文字高	ピクトグラムの大きさ
30m の場合	120 mm以上	90 mm以上	270 mm以上
20m の場合	80 mm以上	60 mm以上	180 mm以上
10m の場合	40 mm以上	30 mm以上	90 mm以上
4～5m の場合	20 mm以上	15 mm以上	45 mm以上
1～2m の場合	9 mm以上	7 mm以上	21 mm以上

出典：公共交通機関の旅客施設に関する移動等円滑化整備ガイドライン（(公財) 交通エコロジー・モビリティ財団）

【漢字の大きさ】

設計速度（規制速度）	漢字の大きさ
60 km/h	200 mm
50 km/h	200 mm
40 km/h	200 mm
30 km/h 以下	100 mm

出典：道路標識設置基準・同解説（日本道路協会）

【ローマ字・数字の大きさ】

		大きさ
ローマ字	大文字	漢字の大きさの 1/2
	小文字	大文字の大きさの 3/4 程度
数字		漢字の大きさの 0.5～1.0 倍

出典：道路標識設置基準・同解説（日本道路協会）

車両系施設誘導サインのイメージ

4.3　ピクトグラムの設定

言語によらず、幅広い年齢層や外国人にも直感的に施設や機能の意味を伝えることができる有効な記号として、ピクトグラム(案内用図記号)を積極的に活用します。

ピクトグラムは、JIS 案内用図記号や国土交通省が推奨する「一般案内用図記号検討委員会」が策定したガイドライン(図記号の表示方法の原則〉等、標準的な利用例を参考に活用します。

地図記号又は JIS 規格に定められていないピクトグラムが必要な場合は、JIS 規格に表記されていない施設のピクトグラムは必要に応じて開発することが許されているため、能美市らしさを表現する JIS のイメージを尊重したオリジナルピクトグラムを新規に検討します。

参考：案内用図記号 JIS Z 8210 ： 2019 に規定されているピクトグラム（令和元年 7 月 20 日改正）

4.4　色彩の設定

サインに使用するベースや文字の色彩は、サインが誰にでも分かりやすい表示となるようにベース色と文字色の十分なコントラスト(明度差)を確保することが重要となります。同時に、サインとして機能的であるだけでなく、景観に調和し、能美市らしさの創出もサインにおける色彩の大きな役割です。

施設誘導サインの色の組み合わせは、「目的とする施設までの方向と距離を示す」という機能を最優先し、誘導盤面色、誘導文字等は標識令に準拠した色とします。合わせて能美市の市章と市名を明記した帯をサイン上部に冠し、案内サインのデザインの統一化を図ります。

施設誘導サインイメージ

4.5　形状・素材の設定

サイン形状の検討にあたり、デザインが情報伝達を妨げることがなく情報を的確に伝えられることを第一に考え、シンプルな形状とします。

素材については、屋外に設置されるサインは風雨にさらされ衝撃を受ける可能性も高いため、その構造材および表面加工は、優れた耐食性・耐候性を有し、加工硬化性が大きなステンレス製とします。

表示面は多色のグラフィックにも対応できる出カシートへの印刷とします。

5.　サインシステム

5.1　誘導推奨ルートの設定

【施設及び史跡】

能美市内の施設や史跡へ車などで訪れる際の主要路線として、「北陸自動車道」「国道 8 号」「国道 305 号」「加賀産業開発道路」「主要地方道　小松鶴来線」「主要地方道　金沢美川小松線」「一般県道　松任寺井線」「一般県道　根上寺井線」などを設定します。

車両用サインの整備が想定される誘導路を下図の茶線および路線番号で示します。

【地区】

能美市内の地区へ車などで訪れる際の主要路線として、上記で設定した主要路線に加え、「市道　木曽街道線」、「主要地方道　小松辰口線」、「一般県道　鍋谷寺畠線」を追加し、海岸部、山間部の地区へ訪れやすくなるように路線を設定します。

車両用サインの整備が想定される誘導路を下図の茶線および路線番号で示します。

5.2　車両用サインのデザイン仕様

(1) 施設誘導サイン A 型

1)　外形・寸法基準

外形および寸法の基準は以下のとおりとします。

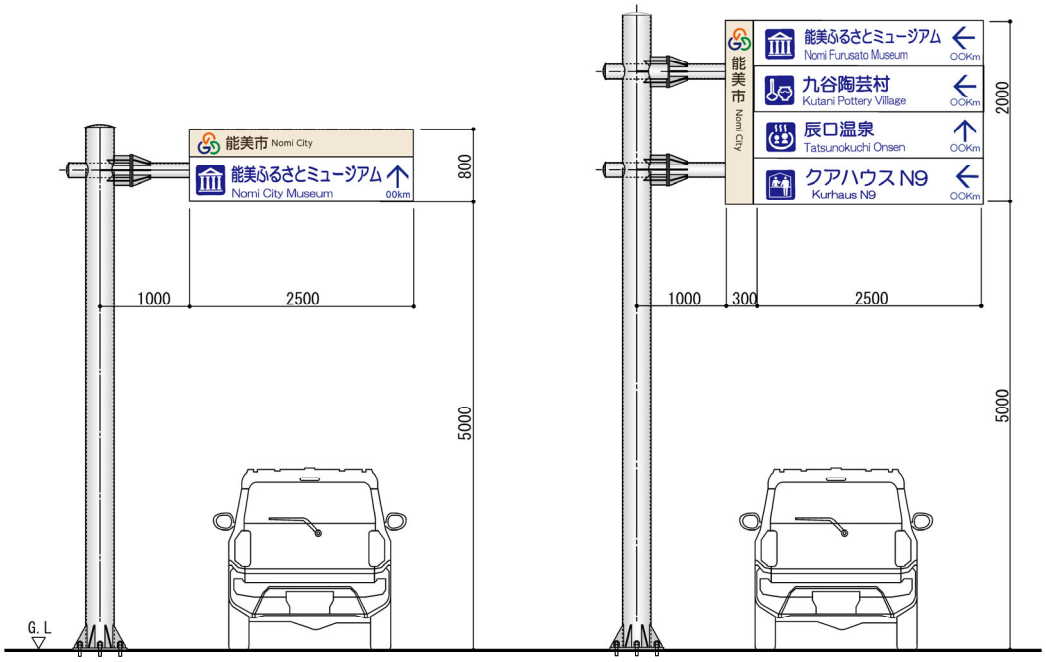

2)　グラフィックレイアウト基準

グラフィックレイアウト基準は下図のとおりとします。

例

3 施設までの案内の場合

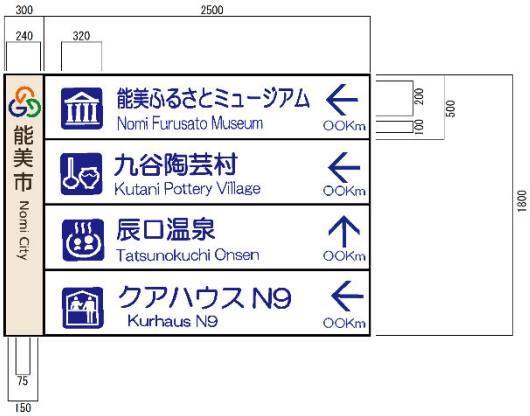

4 施設の案内の場合

3)　製作基準

製作にあたっての基準を以下に示します。

＜設置形式・表示内容＞

設置形式は片持式（逆Ｌ型、Ｆ型）とします。

表示内容は、主要道路から各目的地までの距離と方向とします。3 施設までの案内の場合は「能美市」を示す帯を上に配置し、横表記とします。4 施設以上案内する場合は「能美市」を示す帯を左に配置し、縦表記とします。

＜構造、材料等の仕様＞

サインの仕様は下表のとおりとします。

	3 施設まで	4 施設以上
支柱	鋼管柱：φ318.5 鉄骨下地サビ止め塗装	鋼管柱：φ355.6 鉄骨下地サビ止め塗装
表示	アルミ基板インクジェットプリント貼り（リブ付き）	アルミ基板インクジェットプリント貼り（リブ付き）

＜使用色彩＞

サイン盤面、帯、文字に使用する色彩は以下の色とします。

色見本	使用箇所	RGB 値
	帯	234 224 208
	帯の文字	82 47 7
	能美市市章（青）	0 59 137
	能美市市章（緑）	0 151 64
	能美市市章（オレンジ）	241 135 0
	誘導文字、ピクトグラム、矢印	標識令に準拠
	誘導サイン盤面	標識令に準拠

(2) 施設誘導サインＢ型

1) 外形・寸法基準

外形および寸法の基準は以下のとおりとします。

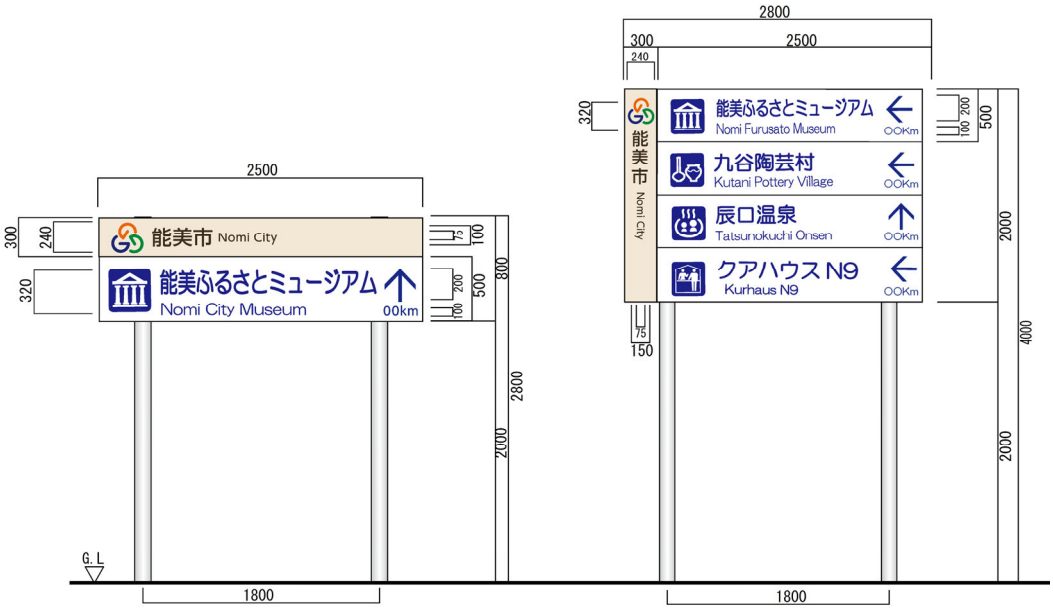

2) グラフィックレイアウト基準

グラフィックレイアウト基準は下図のとおりとします。

例

3 施設までの案内の場合

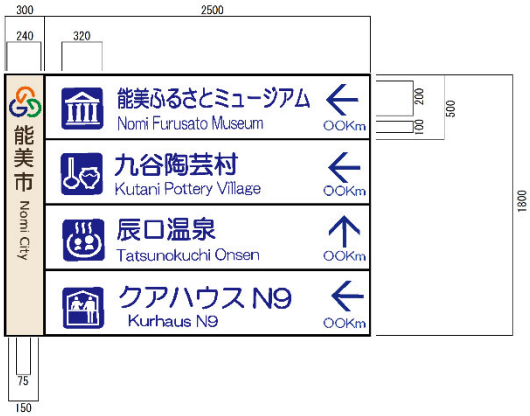

4 施設の案内の場合

3)　製作基準

製作にあたっての基準を以下に示します。

＜設置形式・表示内容＞

設置形式は路側式（複柱型）とします。

表示内容は、主要道路から各目的地までの距離と方向とします。3 施設までの案内の場合は「能美市」を示す帯を上に配置し、横表記とします。4 施設以上案内する場合は「能美市」を示す帯を左に配置し、縦表記とします。

＜構造、材料等の仕様＞

サインの仕様は下表のとおりとします。

支柱	鋼管柱：φ114.3 鉄骨下地サビ止め塗装　　ステンレス加工塗装
表示	アルミ基板インクジェットプリント貼り（リブ付き）

＜使用色彩＞

サイン盤面、帯、文字に使用する色彩は以下の色とします。

色見本	使用箇所	RGB 値
	帯	234 224 208
	帯の文字	82 47 7
	能美市市章（青）	0 59 137
	能美市市章（緑）	0 151 64
	能美市市章（オレンジ）	241 135 0
	誘導文字、ピクトグラム、矢印	標識令に準拠
	誘導サイン盤面	標識令に準拠

5.3　歩車兼用サインのデザイン仕様

(1) 施設誘導サインＣ型

1)　　外形・寸法基準

外形および寸法の基準は以下のとおりとします。

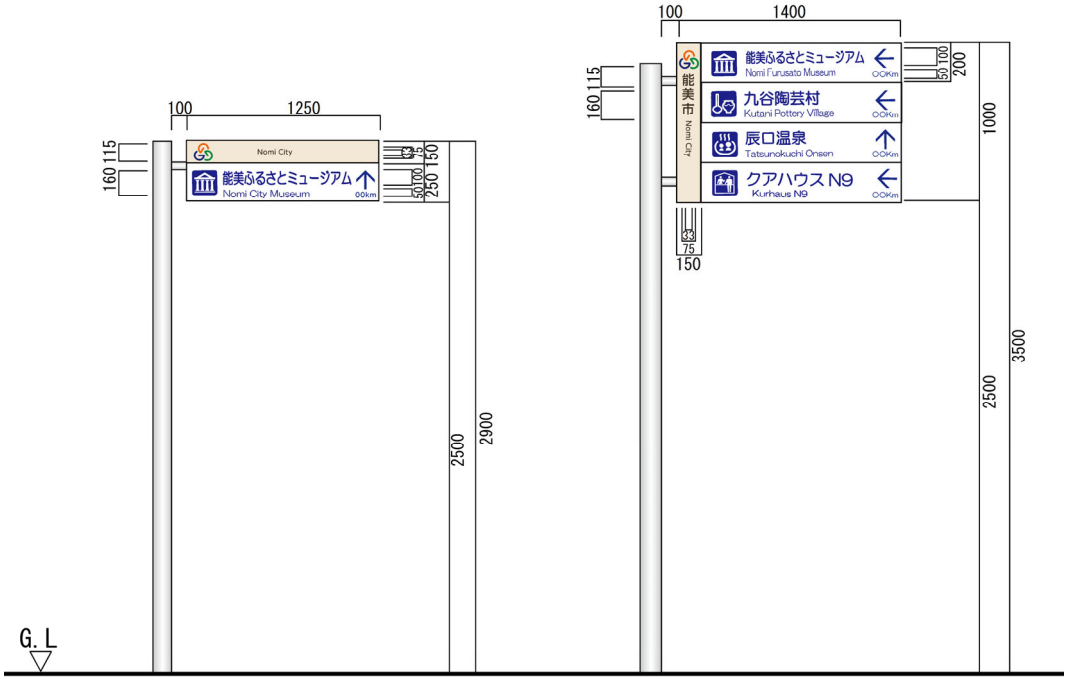

2)　グラフィックレイアウト基準

グラフィックレイアウト基準は下図のとおりとします。

例

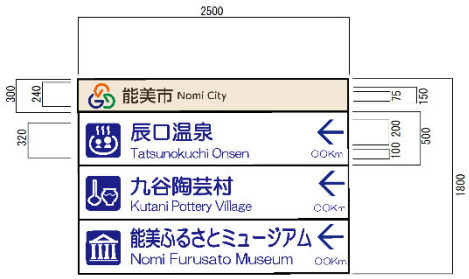

3 施設までの案内の場合

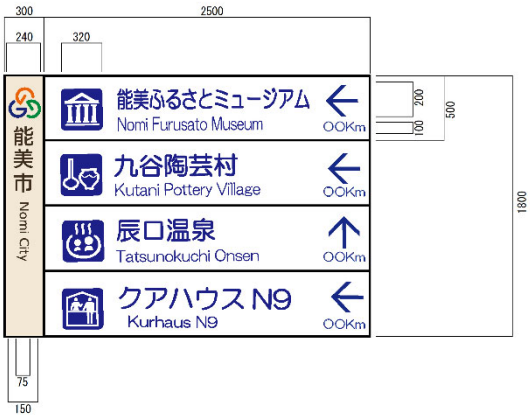

4 施設の案内の場合

3)　製作基準

製作にあたっての基準を以下に示します。

＜設置形式・表示内容＞

設置形式は片持式（逆Ｌ型、Ｆ型）とします。

表示内容は、主要道路から各目的地までの距離と方向とします。3 施設までの案内の場合は「能美市」を示す帯を上に配置し、横表記とします。4 施設以上案内する場合は「能美市」を示す帯を左に配置し、縦表記とします。

＜構造、材料等の仕様＞

サインの仕様は下表のとおりとします。

支柱	サイン支柱：φ114.3 鉄骨下地サビ止め塗装　　ステンレス加工塗装
表示	アルミ基板インクジェットプリント貼り（リブ付き）

＜使用色彩＞

サイン盤面、帯、文字に使用する色彩は以下の色とします。

色見本	使用箇所	RGB 値
	帯	234 224 208
	帯の文字	82 47 7
	能美市市章（青）	0 59 137
	能美市市章（緑）	0 151 64
	能美市市章（オレンジ）	241 135 0
	誘導文字、ピクトグラム、矢印	標識令に準拠
	誘導サイン盤面	標識令に準拠

(2) 地区名称サイン

1)　外形・寸法基準

外形および寸法の基準は以下のとおりとします。

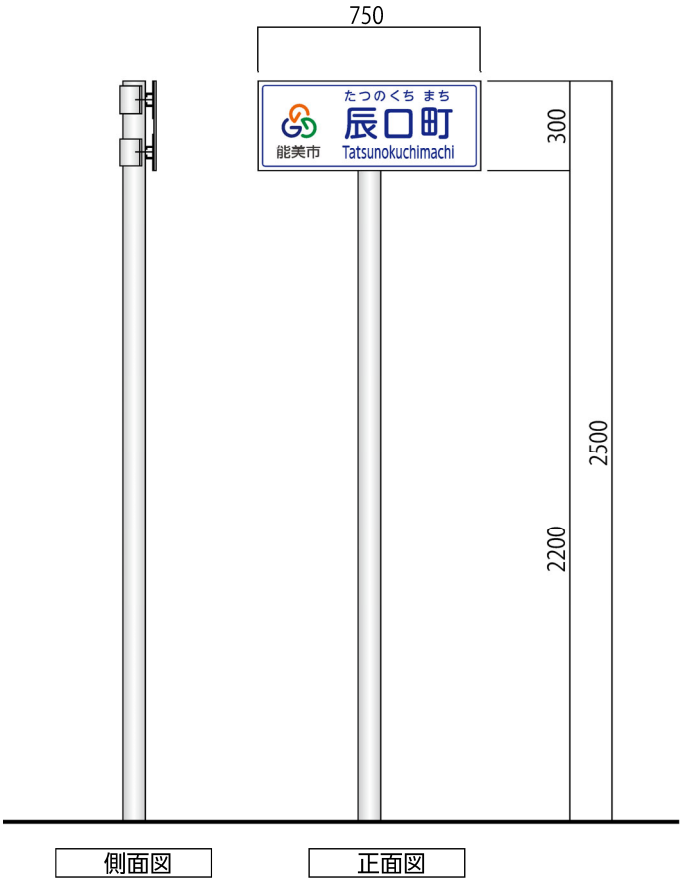

2)　グラフィックレイアウト基準

グラフィックレイアウト基準は下図のとおりとします。

例

3)　製作基準

製作にあたっての基準を以下に示します。

＜設置形式・表示内容＞

設置形式は路側式（単柱型）とします。

表示内容は、設置されている地区名称とします。

＜構造、材料等の仕様＞

サインの仕様は下表のとおりとします。

支柱	サイン支柱：φ65 鉄骨下地サビ止め塗装　　ステンレス加工塗装
表示	アルミ基板インクジェットプリント貼り（リブ付き）

＜使用色彩＞

サイン盤面、帯、文字に使用する色彩は以下の色とします。

色見本	使用箇所	RGB 値
	能美市市章（青）	0 59 137
	能美市市章（緑）	0 151 64
	能美市市章（オレンジ）	241 135 0
	誘導文字、ピクトグラム、矢印	標識令に準拠
	誘導サイン盤面	標識令に準拠

(3) 地区誘導サイン

1)　外形・寸法基準

外形および寸法の基準は以下のとおりとします。

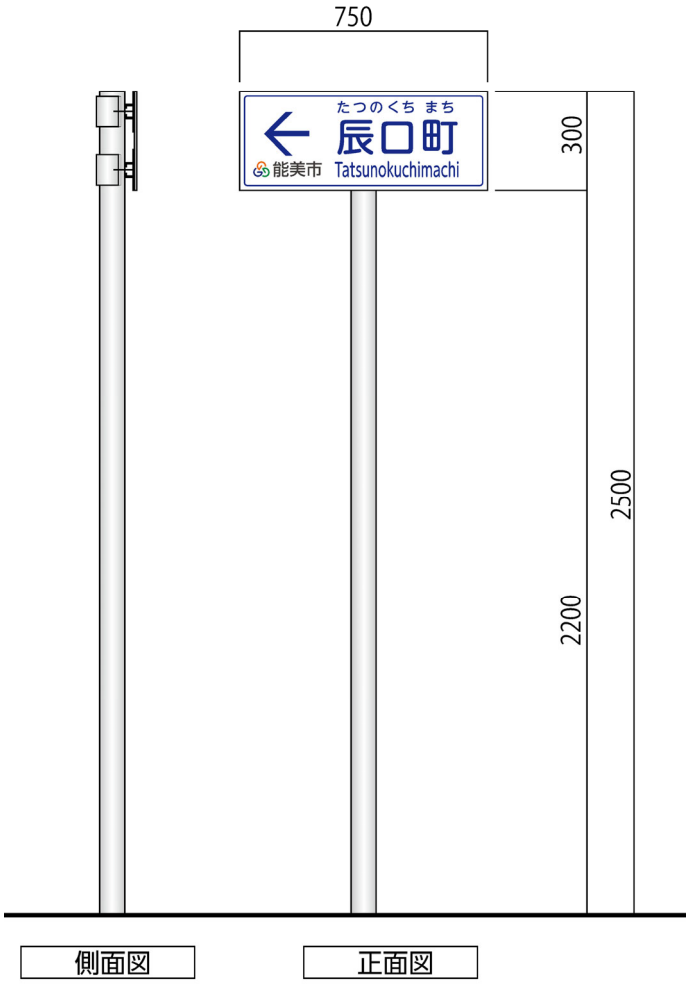

2)　グラフィックレイアウト基準

グラフィックレイアウト基準は下図のとおりとします。

例

3)　製作基準

製作にあたっての基準を以下に示します。

＜設置形式・表示内容＞

設置形式は路側式（単柱型）とします。

表示内容は、現在位置から対象地区への案内とします。

＜構造、材料等の仕様＞

サインの仕様は下表のとおりとします。

支柱	サイン支柱：φ65 鉄骨下地サビ止め塗装　　ステンレス加工塗装
表示	アルミ基板インクジェットプリント貼り（リブ付き）

＜使用色彩＞

サイン盤面、帯、文字に使用する色彩は以下の色とします。

色見本	使用箇所	RGB 値
	能美市市章（青）	0 59 137
	能美市市章（緑）	0 151 64
	能美市市章（オレンジ）	241 135 0
	誘導文字、ピクトグラム、矢印	標識令に準拠
	誘導サイン盤面	標識令に準拠

(4) 史跡誘導サイン

3)　外形・寸法基準

外形および寸法の基準は以下のとおりとします。

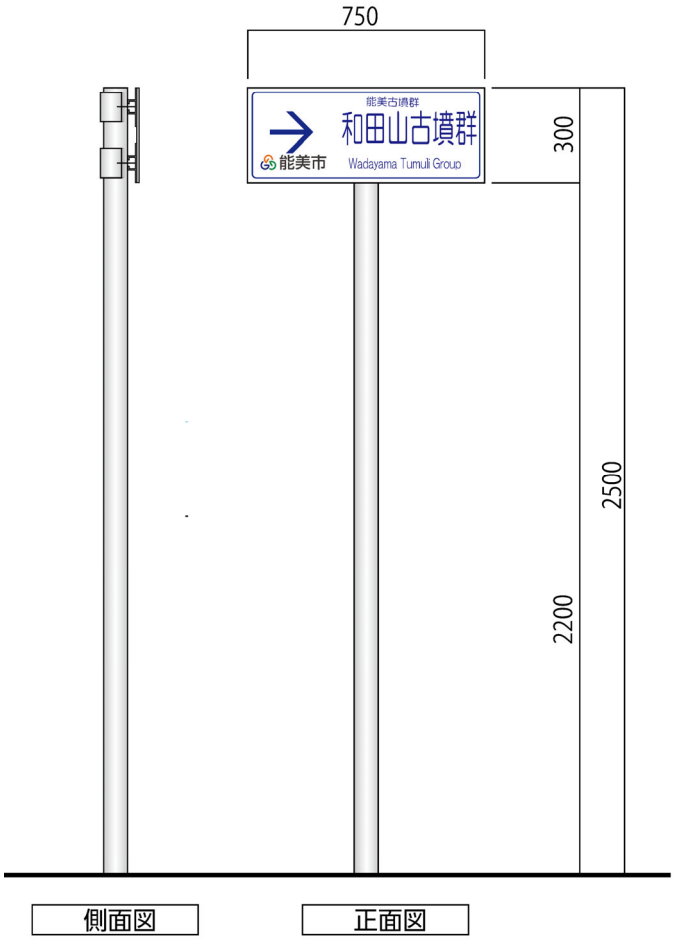

4)　グラフィックレイアウト基準

グラフィックレイアウト基準は下図のとおりとします。

例

能美古墳群への誘導の場合

その他の史跡への誘導の場合

4)　製作基準

製作にあたっての基準を以下に示します。

＜設置形式・表示内容＞

設置形式は路側式（単柱型）とします。

表示内容は、主要道路から各目的地までの方向とします。「能美古墳群」への案内の場合は、各古墳群の名称と英語表記の上に「能美古墳群」と表記します。その他の史跡の場合は、史跡名と英語表記のみを表記します。

＜構造、材料等の仕様＞

サインの仕様は下表のとおりとします。

支柱	サイン支柱：φ65 鉄骨下地サビ止め塗装　　ステンレス加工塗装
表示	アルミ基板インクジェットプリント貼り（リブ付き）

＜使用色彩＞

サイン盤面、帯、文字に使用する色彩は以下の色とします。

色見本	使用箇所	RGB 値
	能美市市章（青）	0 59 137
	能美市市章（緑）	0 151 64
	能美市市章（オレンジ）	241 135 0
	誘導文字、ピクトグラム、矢印	標識令に準拠
	誘導サイン盤面	標識令に準拠

(5) 施設名称サイン

1)　外形・寸法基準

基本的には対象施設のデザインに沿ったものとし、本ガイドラインでは表記方法についての最低限のルールのみを定めます。

2)　製作基準

基本的には対象施設のデザインに沿ったものとし、本ガイドラインでは表記方法についての最低限のルールのみを定めます。

<u>最低限のルール</u>

次のとおり、最低限のルールを定めます。しかし、施設のデザインに沿わす等必要な場合は、異なるフォントの使用や独自の表記内容等とすることも可能としますが、安全性や視認性等に考慮したものとします。

・施設名を表記するフォントは原則として、「UD 新丸ゴシック M」とします。
・施設名称を表記する文字高は 120mm 以上とします。
・英語表記を併記し、その文字高は 60mm 以上とします。
・市章および「能美市」を表記します。

5.4　歩行者用サインのデザイン仕様

施設誘導サインＤ型

1)　外形・寸法基準

外形および寸法の基準は、原則以下のとおりとします。ただし、限られた区域および特定の施設内での誘導を行う場合、サインのデザインは施設名称サインと同様に対象施設等のデザインに沿ったものとすることも可能とします。

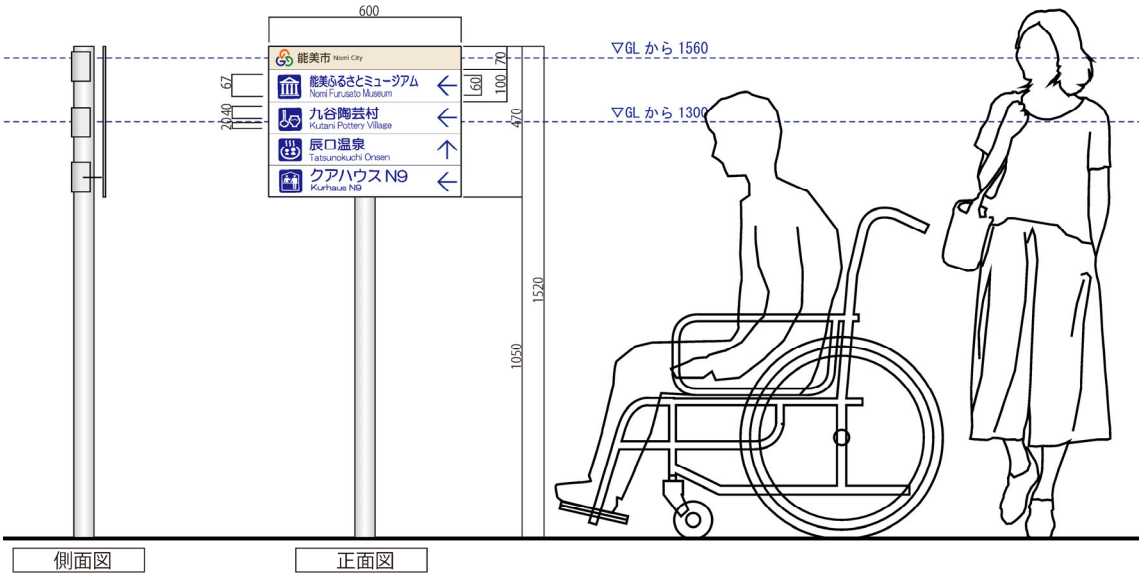

2)　グラフィックレイアウト基準

グラフィックレイアウト基準は下図のとおりとします。

例

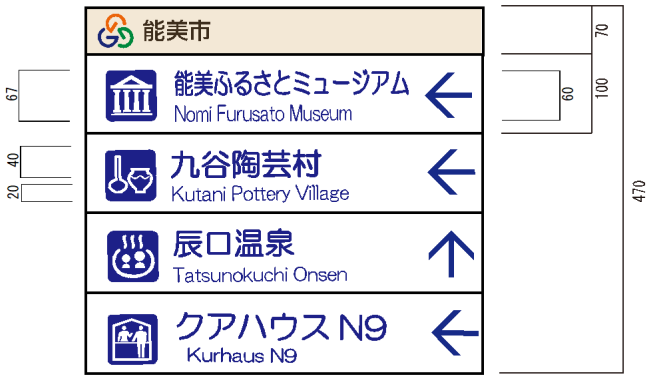

3)　製作基準

製作にあたっての基準を以下に示します。

＜設置形式・表示内容＞

設置形式は路側式（単柱型）とします。

表示内容は、現在いる位置から各目的地までの距離と方向とします。「能美市」を示す帯を上に配置し、横表記とします。

＜構造、材料等の仕様＞

サインの仕様は下表のとおりとします。

支柱	サイン支柱：φ65 鉄骨下地サビ止め塗装　　ステンレス加工塗装
表示	アルミ基板インクジェットプリント貼り（リブ付き）

＜使用色彩＞

サイン盤面、帯、文字に使用する色彩は以下の色とします。

色見本	使用箇所	RGB 値
	帯	234 224 208
	帯の文字	82 47 7
	能美市市章（青）	0 59 137
	能美市市章（緑）	0 151 64
	能美市市章（オレンジ）	241 135 0
	誘導文字、ピクトグラム、矢印	標識令に準拠
	誘導サイン盤面	標識令に準拠

6.　サイン設置基準

6.1　車両用サインの設置基準

車両系サインの設置位置は、原則として進行方向から見て道路の左側とし、歩行者や自動車の通行の妨げにならない場所に設置します。

また、交差点においては下図の設置方法に従い、他のサインや樹木などに配慮し、適切な設置場所の選定を行います。

(1) 四又路における設置位置

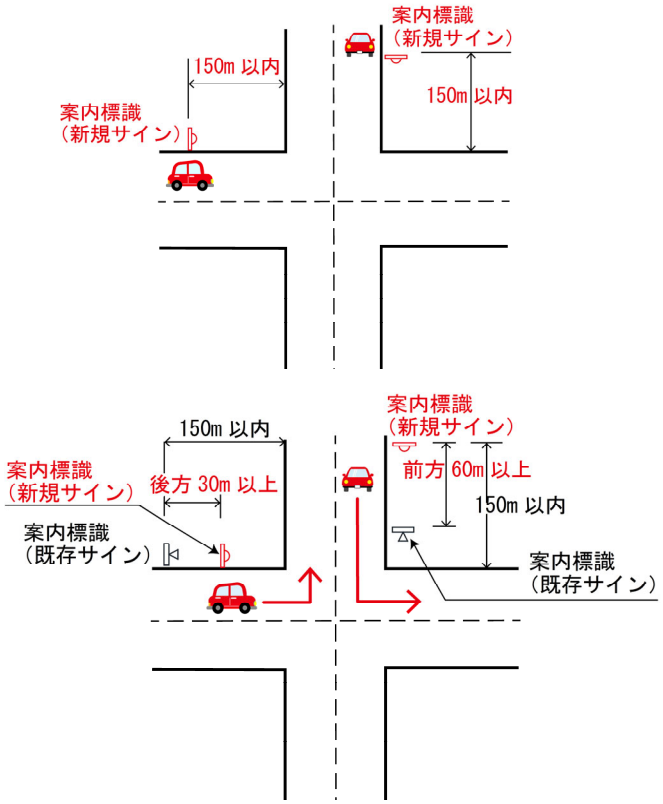

車両系誘導サインの設置位置は、原則として進行方向から見て道路の左側とし、歩行者や自動車の通行の妨げにならない場所に設置します。

新たにサインを設置する際、次の行動が起こせる距離を十分に確保したうえで、分岐点から手前 150m 以内の区域に設置します。

サイン設置予定地付近に既にほかのサインが設置してある場合は、そのサインの前方 60m、後方 30m以上離して設置することができないか検討します。

(2) 三又路における設置位置

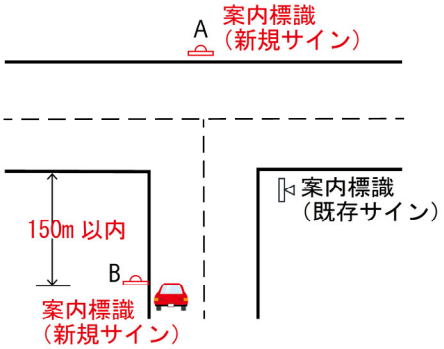

道路の幅など現況に応じて A、B いずれか情報が読み取りやすい位置に設置します。

他のサイン類や樹木に配慮し、適切な設置場所の選定を行う必要があります。

＜安全性の確保＞

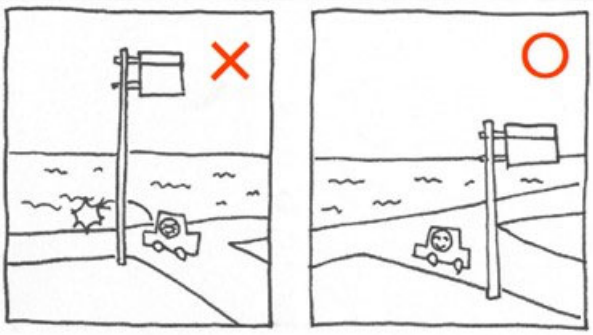

サインによって死角が生じないよう配慮する必要があります。

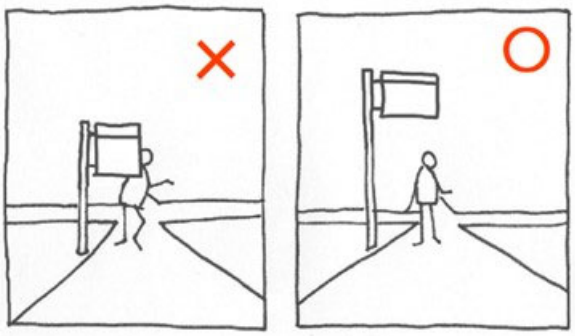

歩車兼用サインは、歩行者の障害にならないようにする必要があります。

＜視認性の確保＞

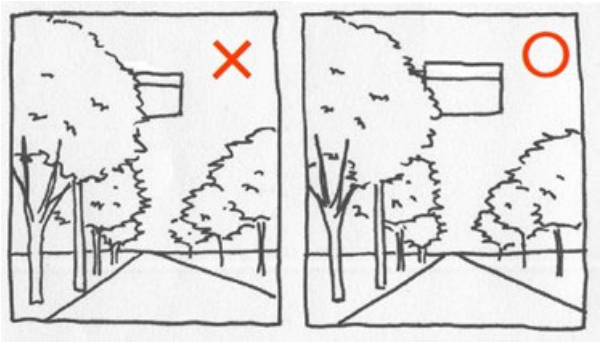

サインの存在を認識させるため、建物や樹木、または地形の陰になるような場所は避けます。

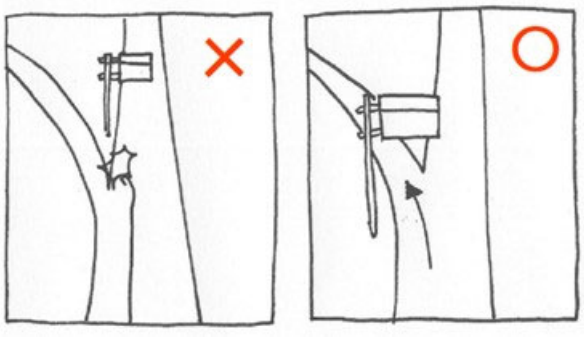

分岐点では情報が読み取りやすい位置に設置する必要があります。

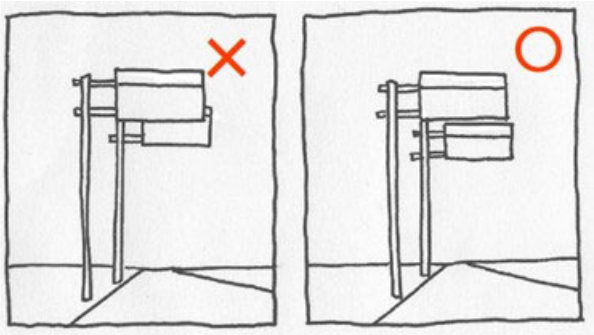

連立するサインは表示が見やすいように距離を保つ必要があります。

6.2　歩行者用サインの設置基準

歩行者系サインを設置する際には、歩行者の行動特性を理解し、安全に配慮した設置場所を選定することが重要になります。以下に交差点及び施設導入部におけるサイン設置の考え方を示します。

<table>
<tr><th></th><th colspan="2">設置位置</th><th colspan="2">設置上の留意点</th></tr>
<tr><td>歩道のある交差点</td><td> 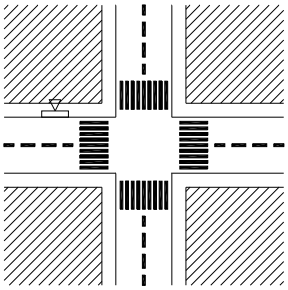 </td><td rowspan="2">歩行者の通行量の多い交差点に誘導サインを設置する場合、原則として歩行者動線上最も適した位置に道路と平行した形で 1 基設置します。
複数の動線が同等な場合、必要に応じて2基までの設置とします。</td><td rowspan="3">誘導サインを設置する場合、左折する自動車の視点からコーナー付近の歩行者に対して死角が生じないよう、コーナー部及び横断歩道付近への設置は避け、交差点からやや距離を置いた位置に設置します。
 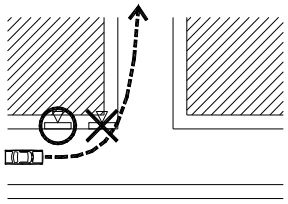 </td><td>原則として歩道のある道路上では歩車道境界側に設置します。
 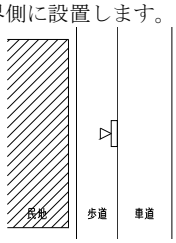
</td></tr>
<tr><td>歩道のない交差点</td><td> 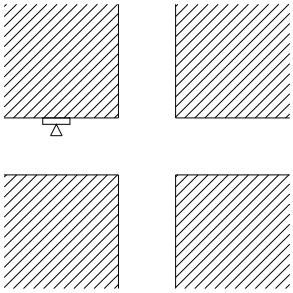 </td><td rowspan="2">歩道幅員が十分に確保できない道路及び歩道のない道路上では、民地側の敷地及び壁面への設置が望ましいです。
ただし、その際には所有者の協力が不可欠となります。
 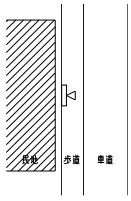

 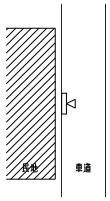
</td></tr>
<tr><td>導入口分岐点</td><td> 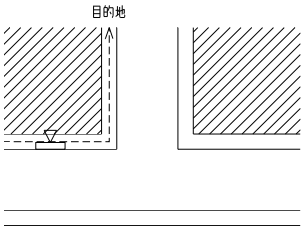
</td><td>目的施設へ移動する歩行者の流れを考慮し、適切と思われる場所へ設置します。</td></tr>
</table>

＜安全性の確保＞

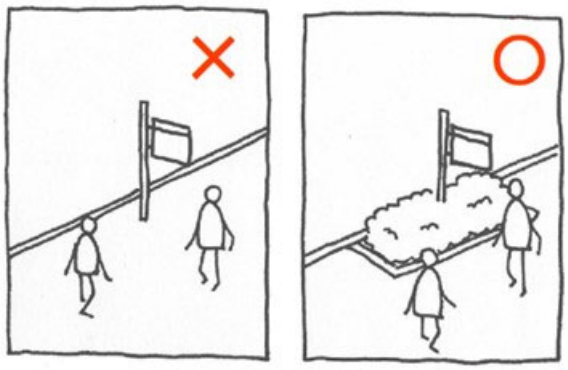

歩道上にサインを設置する際、歩行者の安全に配慮し、可能な範囲で植え込みの中に設置するように配慮する必要があります。

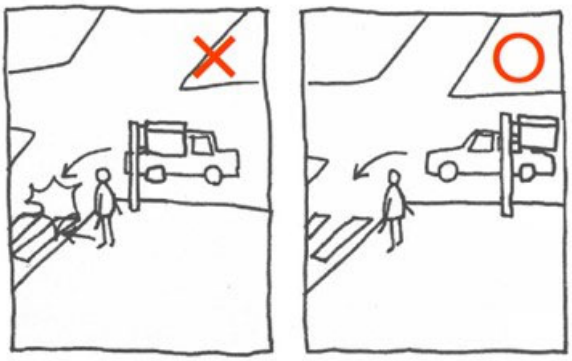

交差点上にサインを設置する際、左折者に対して歩行者が死角となるような場所への設置は避ける必要があります。

＜視認性の確保＞

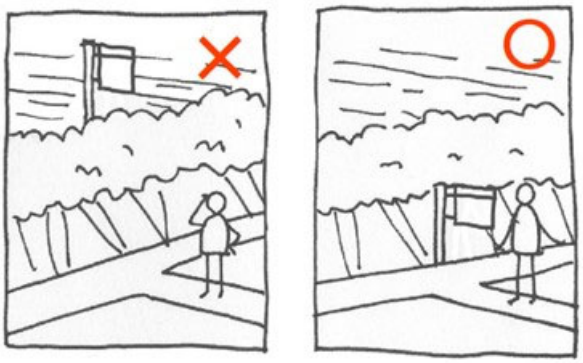

利用しやすいサインとするために、利用者に適した高さや向きに配慮する必要があります。

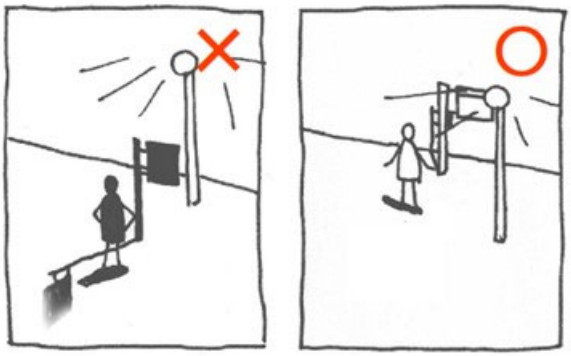

夜間利用における視認性確保のため、可能な範囲で街路灯とサインの位置関係に配慮する必要があります。

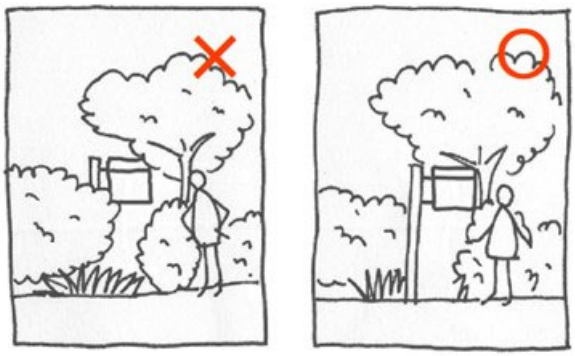

サインの存在を認識させるため、建物や樹木、または地形の陰になるような場所は避けます。

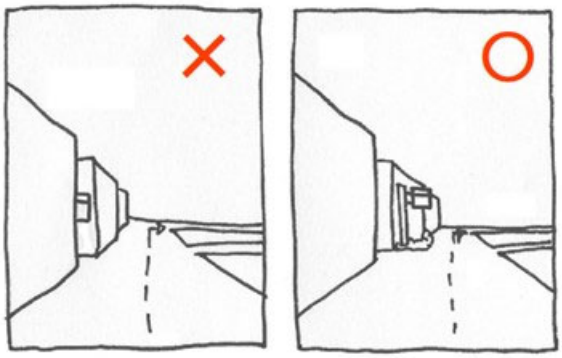

利用者の動線からはずれたサインの設置は利用性の低下を招くため、動線上の見やすい位置に設置します。

7.　管理運用

7.1　管理運用方針

・サインの設置、維持管理について役割分担を明確にすることで、継続的なメンテナンスを行います。

・サインの管理対象を「本体管理」、「情報管理」、「システム管理」に分け、各管理項目の内容について担当部署を設定し、役割分担の明確化を図ります。

・サイン新設時は管理番号を付与し、台帳に登録のうえ、情報更新や保守点検を記録します。

・サインの劣化・汚損を防ぐために、点検・修繕を定期的に行うことが望まれます。

・老朽化したサインは適時交換することとします。また、案内情報が変更になったり、誘導対象ルートが変更になったりした場合には、案内情報や設置場所について見直します。

7.2　管理運用体制

下表に各管理項目の内容と担当部署を示します。

管理項目	主な内容	管理主体
本体管理	個々のサイン本体の計画・設計・運用	当該施設の所轄部署
	定期的な管理および補修	
	サイン管理台帳の作成	
	施工図面・占用書類等の管理	
情報管理	表示情報の管理・更新	当該施設の所轄部署
	台帳の更新	
システム管理	ガイドラインの適正な運用	市長戦略室
	ガイドラインの改訂	
	新規設置・更新についての協議	
	管理台帳の管理	

7.3　管理方法

(1) 管理番号の付与

管理番号の記載ルールについては以下のとおりとします。

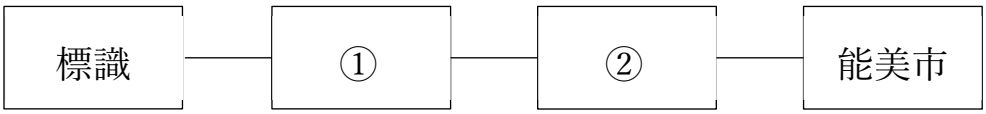

①　担当部署	サインを管理している部署名を記載 例：「企画課」→「企画」 　　「観光交流課」→「観光」
②　番号	所轄部署での通し番号を設定し、3 桁（全角）の数字で記載

【設定例】

企画振興部がサインを設置した場合

標識企画００１能美市

(2) ステッカーの付与

メンテナンスの効率化のため、サインに下記様式のステッカーを貼付します。ステッカーには、耐候性があるシートを使用します。大きさは、縦 19cm、横 3cm 程度とします。

標
識
企
画
0
0
1
能
美
市

7.4　管理台帳

以下の書式フォーマットの管理台帳を使用して、サインの管理整備を行います。

点検記録票（総括票）　　道路標識

（1）基本情報

道路標識管理番号	標識企画１１７能美市					
路線名	倉重来丸線	下り	緯度※1	36° 26′ 52.3″	経度※1	136° 32′ 43.2″
所在地	石川県　能美市　辰口町		距離標※2		センサス区間番号※2	
管理者	企画振興課		設置年月		車道幅員	

支柱形式	その他
基礎形式	その他
路面境界部の状況	コンクリート
表面処理形式	その他

海岸からの距離	5km～20km	融雪（凍結防止）剤散布路線	該当しない
防雪対策実施路線	該当しない	風規制実施路線	該当しない

点検年月日		点検員	(株)東洋設計

位置特定のための付図、写真等

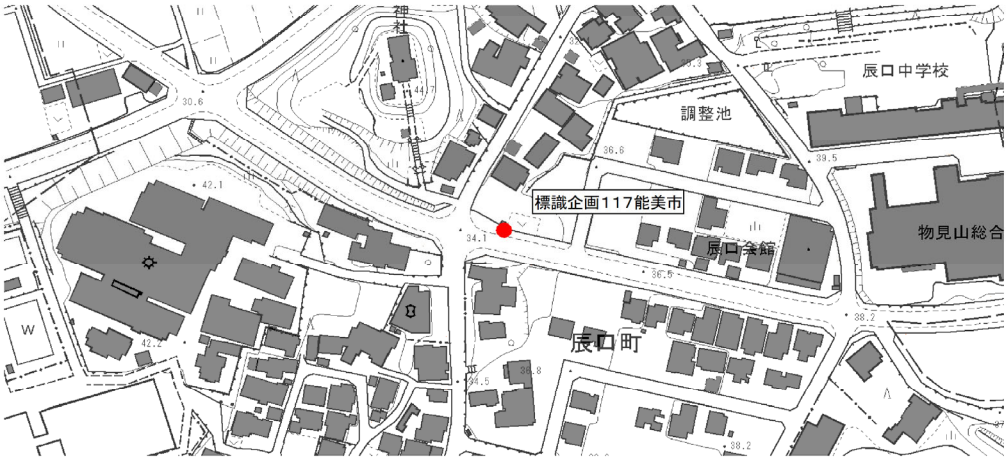

※1 緯度・経度については世界測地系で0.1″ 単位まで記入する。

※2 距離標、センサス区間番号がある場合は記入する。

付録　案内誘導対象施設一覧（令和 3 年 6 月 30 日現在）

本ガイドラインによってサインに掲出される施設を以下に示します。

①施設

カテゴリー	正式名称	英語表記
庁舎	能美市役所本庁舎	Nomi City Hall
庁舎	能美市役所寺井分室	Nomi City Hall Terai branch
防災	能美市防災センター	-
博物館	能美ふるさとミュージアム	Nomi Furusato Museum
	松井秀喜ベースボールミュージアム	Matsui Hideki Baseball Museum
総合会館	能美市根上総合文化会館	-
総合会館	能美市辰口福祉会館	Tatsunokuchi Welfare Hall
スポーツ	能美市粟生運動公園	Ao Sports Park
スポーツ	能美市物見山運動公園	Monomiyama Sports Park
スポーツ	能美市根上翠ヶ丘運動公園	Neagari Midorigaoka Sports Park
研修	能美市ふるさと交流研修センター さらい	Local Exchanges and Learning Center ″Serai″
九谷焼	九谷陶芸村	Kutani Pottery Village
九谷焼	能美市九谷焼美術館　職人工房	Kobo
九谷焼	能美市九谷焼美術館　浅蔵五十吉記念館	Asakura
九谷焼	能美市九谷焼美術館　体験館	Taiken
九谷焼	能美市九谷焼美術館　五彩館	Gosai
温泉	辰口温泉	Tatsunokuchi Onsen
温泉	辰口温泉足湯	Tatsunokuchi Onsen Footbath
温泉	能美市温泉交流館　里山の湯	Tatsunokuchi Onsen Satoyama-no Yu
保養	クアハウス N9	Kurhaus N9
遊園地（公園）	手取フィッシュランド	Leisure Lands Tedori Fishland

②地区

No.	地区名称	英語表記	No.	地区名称	英語表記
1	赤井町	Akaimachi	2	西任田町	Nishitodamachi
3	五間堂町	Gokendomachi	4	中庄町	Nakanoshomachi
5	福岡町	Fukuokamachi	6	西二口町	Nishifutakuchimachi
7	中ノ江町	Nakanogomachi	8	高坂町	Takasakamachi
9	根上町	Neagarimachi	10	下ノ江町	Shimonogomachi
11	浜開発町	Hamakaihatsumachi	12	大成町	Taiseimachi
13	福島町	Fukushimamachi	14	吉原町	Yoshiharamachi
15	吉原釜屋町	Yoshiharagamayamachi	16	大浜町	Ohamamachi
17	中町	Nakamachi	18	浜町	Hamamachi
19	道林町	Dorinmachi	20	山口町	Yamaguchimachi
21	寺井町	Teraimachi	22	小長野町	Konaganomachi
23	大長野町	Onaganomachi	24	小杉町	Kosugimachi
25	末信町	Suenobumachi	26	牛島町	Ushijimamachi
27	佐野町	Sanomachi	28	泉台町	Izumidaimachi
29	湯谷町	Yunotanimachi	30	石子町	Ishikomachi
31	和田町	Wadamachi	32	末寺町	Matsujimachi
33	秋常町	Akitsunemachi	34	新保町	Shimbomachi
35	粟生町	Aomachi	36	三道山町	Sandoyamamachi
37	吉光町	Yoshimitsumachi	38	東任田町	Higashitodamachi
39	緑町	Midorimachi	40	和佐谷町	Wasadanimachi
41	岩本町	Iwamotomachi	42	灯台笹町	Todashinomachi
43	大口町	Okuchimachi	44	旭台	Asahidai
45	宮竹町	Miyatakemachi	46	三ツ口町	Mitsukuchimachi
47	長滝町	Nagatakimachi	48	莇生町	Azomachi
49	岩内町	Iwauchimachi	50	火釜町	Higamamachi
51	来丸町	Raimarumachi	52	山田町	Yamadamachi
53	三ツ屋町	Mitsuyamachi	54	倉重町	Kurashigemachi
55	出口町	Deguchimachi	56	辰口町	Tatsunokuchimachi
57	湯屋町	Yunoyamachi	58	上徳山町	Kamitokusanmachi
59	下徳山町	Shimotokusanmachi	60	上開発町	Kamikaihatsumachi
61	下開発町	Shimokaihatsumachi	62	徳久町	Tokuhisamachi
63	荒屋町	Arayamachi	64	高座町	Kozamachi
65	下清水町	Shimoshimizumachi	66	上清水町	Kamishimizumachi

No.	地区名称	英語表記	No.	地区名称	英語表記
67	北市町	Kitaichimachi	68	和気町	Wakemachi
69	寺畠町	Terabatakemachi	70	舘町	Tachimachi
71	金剛寺町	Kongojimachi	72	坪野町	Tsubonomachi
73	鍋谷町	Nabetanimachi	74	仏大寺町	Butsutaijimachi
75	和光台	Wakodai	76	緑が丘	Midorigaoka
77	松が岡	Matsugaoka	78	能美市	Nomi City

③史跡

史跡名		英語表記
能美古墳群	寺井山古墳群	Teraiyama Tumuli Group
	末寺山古墳群	Matsujiyama Tumuli Group
	和田山古墳群	Wadayama Tumuli Group
	秋常山古墳群	Akitsuneyama Tumuli Group
	西山古墳群	Nishiyama Tumuli Group
下開発茶臼山古墳群		Shimokaihatsu Chausuyama Tumuli Group
荒屋古墳群		Araya Tumuli Group
ハマナス群落		Rosa Rugosa Colonies
根上松		Neagari Pine Tree

付録　ピクトグラム（令和 3 年 6 月 30 日現在）

本ガイドラインによってサインに掲出される施設のピクトグラムは、以下のものを使用します。

ピクトグラムの分類	ピクトグラム	施設名称	参照
博物館/美術館		能美ふるさとミュージアム	JISZ8210
運動公園		能美市粟生運動公園 能美市物見山運動公園 能美市根上翠ヶ丘運動公園	
工芸品		九谷陶芸村	石川県観光案内サイン整備計画書
温泉		辰口温泉 辰口温泉足湯 能美市温泉交流館　里山の湯	
遊園地（公園）		手取フィッシュランド	
行政施設		能美市役所本庁舎 能美市役所寺井分室	能美市独自に開発したピクトグラム
温泉休養研修施設		能美市辰口福祉会館 能美市ふるさと交流研修センター　さらい クアハウス N9	
博物館		松井秀喜ベースボールミュージアム	